

11月補正予算額：6,600千円（国6,600千円）

## 1 事業の目的

- 物価高騰により食材料費の負担が増加していることを踏まえ、措置児童等を養育する児童養護施設等へ支援金を交付し、安定的な運営を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 食料費支援  
食材料費高騰の影響を受ける児童養護施設等に対し、支援金を交付する。
- 対象事業者  
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、  
小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）、里親
- 支援金の単価等
  - ・令和6年4月以降の物価上昇率を基に算定した単価：措置児童等1人当たり 年間20,000円
  - ・令和7年12月1日時点で措置されている児童等の人数分を交付（330名×20,000円＝6,600千円）

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県